

まずは点検、
そして対策



あなたの塀は安全ですか？

ブロック塀の安全点検と転倒防止対策

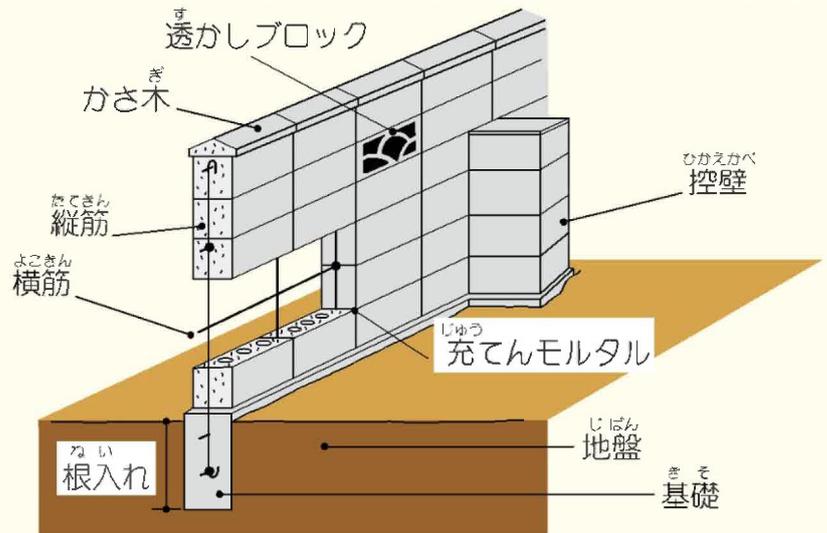
ブロック塀は私たちのプライバシーの確保や防犯、防火などに役立っています。しかし、地震などにより倒壊したときは通行者が怪我をしたり、道路を閉塞して避難や救助を困難にするなどの弊害が生じます。

このような被害を防止するため、まずはブロック塀の点検をしましょう。

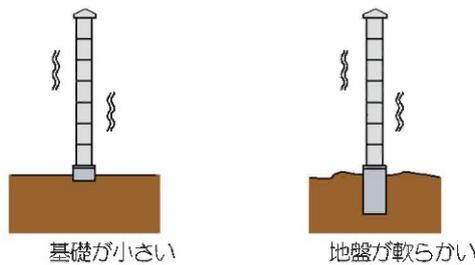


■ 危険なブロック塀の点検項目

点検項目に該当する場合は、口欄にチェックしてください。調査をする際は、周囲への安全を確認してから行うようにしてください。

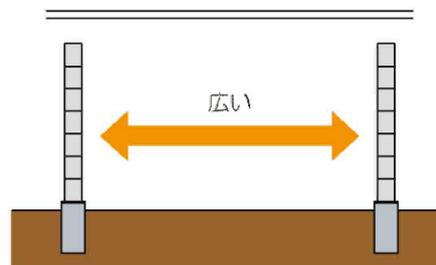


□ コンクリート基礎が小さい。地盤が軟らかい。



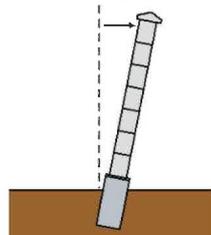
コンクリート基礎が小さいものや地盤が柔らかいものなどは、地震の揺れなどに耐えられない可能性があるため、要注意です。

□ 控壁がない。または、控壁の間隔が広い。



控壁がないものや控壁の間隔が広いものは、地震の揺れなどに耐えられない可能性があるため、要注意です。

□ 傾きがある。または、押すとぐらつきがある。



大きく傾いているものや押すとぐらつきがあるものは、地震の揺れなどに耐えられない可能性があるため、要注意です。

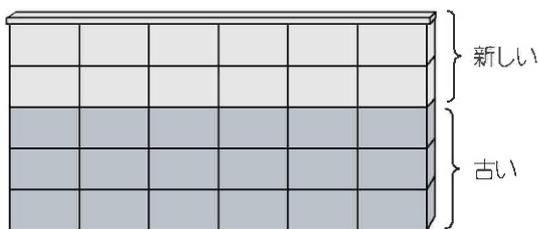


□ 石垣や擁壁の上にある。



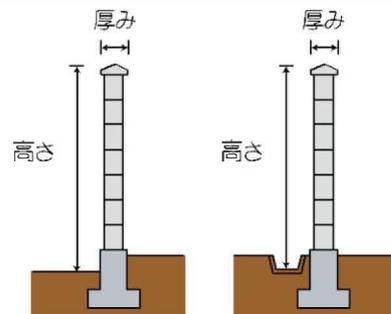
石垣や擁壁などの上の塀は、地震の揺れなどに抵抗する鉄筋が塀下に固定されていない可能性があるため、要注意です。

□ 既存壁に積み足した。



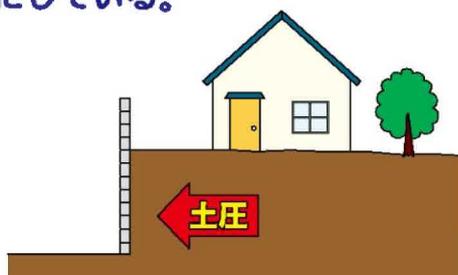
ブロック塀を積み足したものは、鉄筋が上下につながらないなどの可能性があるため、要注意です。

□ 高さが高すぎる。厚みが薄すぎる。



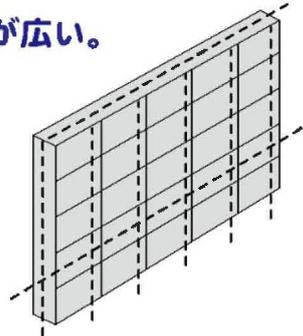
ブロック塀の高さが高すぎる、または厚みが薄すぎるものは、地震の揺れなどに耐えられない可能性があるため、要注意です。

□ 土留めにしている。



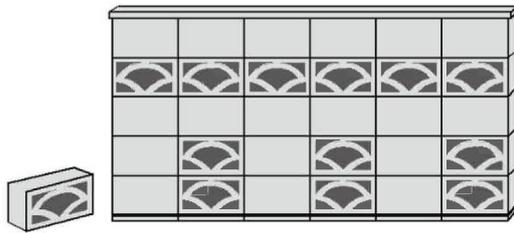
ブロック塀は土圧を受けることを想定している造りになっていないものも多いため、鉄筋が入っていたとしても要注意です。

- 鉄筋が入っていない。または、間隔が広い。



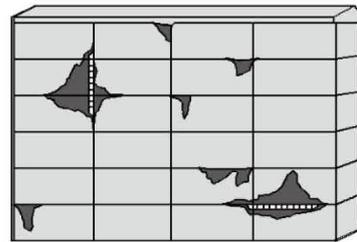
塀に鉄筋が入っていないものや縦筋や横筋の間隔が広いものは、地震の揺れなどに耐えられない可能性があるため、要注意です。

- 透かしブロックが連続している。



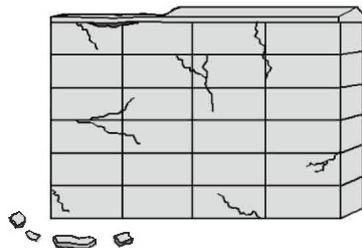
透かしブロックは、鉄筋が入っていない可能性があるため、要注意です。

- 変色、または、はがれている。



長い間の太陽光や風、雨水によるブロックの風化や変色が進んでいるときは、塀内部ももろくなっているため、要注意です。

- ひび割れや破損がある。

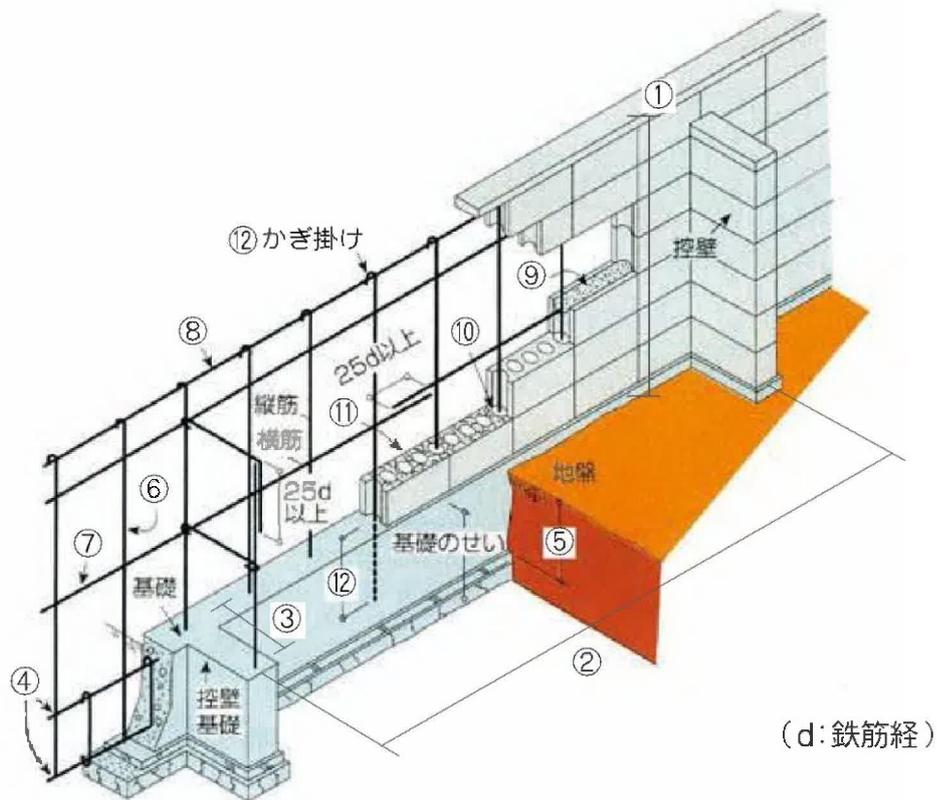


ひび割れや破損により内部の鉄筋が腐食したり、塀が沈下している可能性があるため、要注意です。



1つでもチェックが入ったときは、地震などにより倒壊のおそれがありますので、信頼のおける専門家に相談しましょう。

■ ブロック塀の構造



1 高さ・厚さ

- ・最高高さは2.2m以下 ①
- ・壁厚さは15cm以上
(2.0m以下の場合は10cm (学会基準では12cm) 以上)

2 控壁

- ・塀の高さが1.2mを超える場合は長さ3.4m以下の間隔に設置 ②
- ・直径9mm以上の鉄筋を配置し、基礎部分において壁面から垂直方向に塀の高さの1/5以上突出させる ③

3 基礎

- ・直径9mm以上の鉄筋を横方向に配置 ④
- ・基礎のせいは35cm (学会基準では45cm) 以上、根入れの深さは30cm以上 ⑤

4 鉄筋

- ・直径9mm以上の鉄筋を縦横に80cm以下の間隔に配置 ⑥⑦
- ・壁頂には横方向に、壁の端部及び隅角部には縦方向に直径9mm以上の鉄筋を配置 (縦筋は一本ものを使用) ⑧
- ・壁頂及び基礎、壁の端部及び隅角部の鉄筋の末端はかぎ状に折り曲げ、縦筋は壁頂及び基礎の横筋に、横筋はこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着させる (縦筋を直径の40倍以上基礎に定着させる場合は、その末端は基礎の横筋にかぎ掛けしなくてもよい) ⑫

5 その他

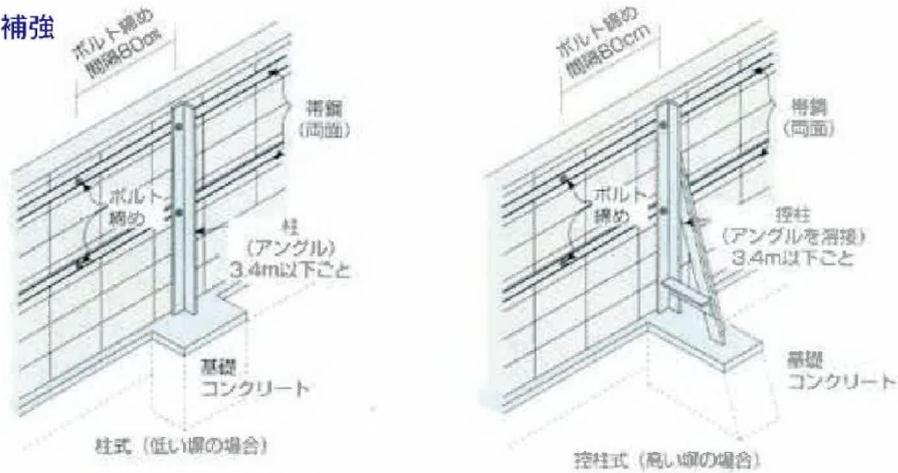
- ・鉄筋が入る空洞部と、ブロックとブロックが隣り合っている縦の空洞部にはモルタルまたはコンクリートを充分詰め、積み面の全面にモルタルを塗って積む ⑨⑩⑪

【注】本パンフレット中の数値について、建築基準法施行令で規定する数値と日本建築学会基準に示される数値とが異なる場合は、後者の数値を () 内に示してあります。建築基準法施行令で規定する数値がない場合は、日本建築学会基準に示される数値を示してあります。

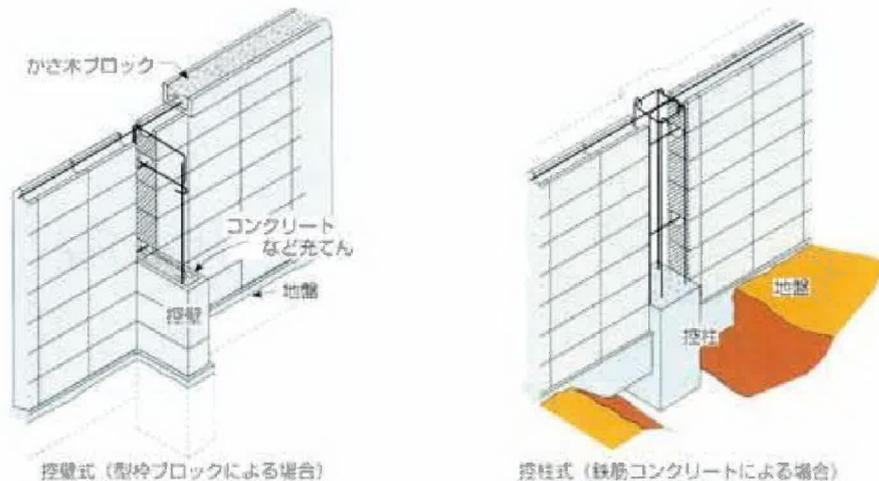
■ ブロック塀の転倒防止対策

転倒防止対策はそれぞれの塀により条件が異なるため、実施にあたっては専門家に御相談ください。また、これらは一時的な対策のため、早い時期につくり直すことを御検討ください。

1 鉄骨による補強



2 ブロックまたは鉄筋コンクリートによる補強



■ ブロック塀に関するご相談を伺います

管理しているブロック塀について不安を感じるけど、何をしたらいいのかわからない…
そのようなお悩みがございましたら、まずは以下の連絡先までご連絡をお願いします。

お問合せ先：川崎市住宅供給公社 ハウジングサロン 電話 044-874-0180

■ 生垣づくりを支援します

- 1 公道に面して5m以上の生垣を新設する場合、対象経費の2分の1を助成します。
(ただし、1m当り5,000円以内、100mまで)
- 2 既存のブロック塀を撤去し生垣にする場合、撤去費用の2分の1を助成します。
(ただし、1m当り5,000円以内、100mまで)

お問合せ先：公益財団法人 川崎市公園緑地協会 電話 044-711-6631

このパンフレットについてのお問合せ

川崎市まちづくり局指導部建築指導課建築安全担当 電話 044-200-2757